

令和元年6月4日

報道各社 様

連絡先 伊達市 財務部税務課資産税係 担当：斎藤・大槻 電話 024-575-1235

事案名	固定資産税 課税誤りについて
発生日時	令和元年5月30日（木） 午前11時30分頃
発生場所	伊達市財務部 税務課
担当部署（連絡先）	福島県伊達市 財務部税務課資産税係（024-575-1235）
事案の内容	平成20年にアパートが建築された敷地について、住宅用地の特例適用漏れにより、固定資産税の過大徴収1件が判明しました。過納額は平成21年度から年10万円余り、総額1,100,500円となります。当時、当該土地にアパートが建築された際、住宅用地に変更する課税処理が漏れたものです。
初動対応	納税者に連絡したうえで自宅訪問し、謝罪し説明することとしました。同時に、平成21年度分から30年度分までの過納額を還付、31年度分は税額変更する手続きをしています。
今後の対応	作業マニュアルとチェックリストを活用、ダブルチェックを徹底し処理漏れが生じないように努めております。現在課税中の土地についても確認作業を進め、市民の皆さんの信頼の回復に臨んでまいります。

※「事案の内容」は、5W4Hに心がけて記載すること